2021年2月3日 社会福祉法人 健仁会 介護老人保健施設 千の風・川崎 施設長 廣瀬 好文

当施設4階ご利用者様の新型コロナウィルス感染について(第九報)

1月20日(水)にご利用者様の抗原検査陽性確認に端を発した4階での新型コロナウィルス感染に伴い、関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけし、心よりお詫び申し上げます。

2月1日、2日に PCR 再検査を実施した 4 階入所中のご利用者様 16 名のうち、ご利用者様 2 名の陽性が確認されました。現在、当該ご利用者様との濃厚接触者の有無について、幸区衛生課の指導のもとので確認作業を行っています。

これにより、これまでに陽性が確認されたのは、4 階勤務職員 2 名及び 4 階ご利用者様 9 名となります。当該職員 2 名は自宅療養、当該ご利用者様 9 名のうち 4 名は病院入院となっています。発症の経緯等詳細につきましては別紙 1 をご参照ください。なお、川崎市健康福祉局からの通達(別紙 2)に従い、残りの当該ご利用者様 5 名及び濃厚接触者に該当するご利用者様 15 名は、現在施設内で経過観察を行っています。

引き続き幸区衛生課の指導のもと、感染拡大防止に向けて最大限努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

## 【発症の経緯】

日付	検査結果等状況	陽性者累	計
1月16日	・ご利用者様A氏 悪寒症状発症	ご利用者様 (施設内療養者数)	4階職員 (対応)
1月20日	・ご利用者様A氏 抗原検査実施、陽性結果判明、病院入院	1名	_
1月21日	·4 階勤務職員 33 名、ご利用者様 20 名 PCR 検査実施	(0名)	_
1月22日	<ul><li>・上記21日 PCR 検査実施者のうち、職員1名、ご利用者様1名(B氏)陽性確認</li><li>・4 階勤務職員9名、ご利用者27名 PCR 検査実施</li></ul>	2名 (1名)	
1月23日	・上記 PCR 検査実施者のうち、ご利用者様 1 名(C 氏)陽性確認、病院入院	3名 (1名)	1名 (自宅療養)
1月25日	・PCR 検査陰性のご利用者様 1 名(D 氏) 抗原検査陽性、PCR 検査再実施 ・4 階勤務職員 1 名、体調不良にて PCR 検査再実施	4名	
1月26日	・ご利用者様 D 氏 PCR 検査陽性確認、病院入院(1/25~) ・上記 4 階職員 1 名、PCR 検査陽性確認 ・4 階勤務職員 23 名、ご利用者様 40 名 PCR 検査再実施	(1名)	
1月27日	・上記 26 日の PCR 検査実施者のうち、ご利用者様 2 名(E 氏、F 氏)陽性確認 ・再検査未実施の 4 階勤務職員 7 名 PCR 検査再実施	6名	
1月28日	・上記 27 日の PCR 検査実施職員 7 名 陰性確認 ・再検査未実施の 4 階勤務職員残り1 名 ご利用者様 4 名 PCR 再検査実施	(3名)	
1月29日	・上記 28 日の PCR 検査実施者のうち、ご利用者様 1 名(G 氏) 陽性確認	7名 (4名)	2名 (自宅療養)
1月31日	・ご利用者様 E 氏 病院入院	7名 (3名)	
2月1日	・4 階入所中のご利用者様 3 名 PCR検査再度実施		]
2月2日	・上記 1 日のPCR検査実施者のうち、ご利用者様 1 名(H 氏) 陽性確認 ・4 階入所中のご利用者様 13 名 PCR 検査再度実施	8名 (4名)	
2月3日	・上記 2 日のPCR検査実施者のうち、ご利用者様 1 名(I 氏) 陽性確認	9名 (5名)	

※別紙2の川崎市健康福祉局の通達に従い、比較的症状が軽度のご利用者様は、施設内での療養対応としています。

2川健高事第 1163 号 令和 3 年 1 月 22 日

市内高齢者福祉施設管理者 各位

川崎市健康福祉局長寿社会部長

新型コロナウイルス感染症蔓延期における高齢者福祉施設内陽性者の入院対応について (依頼)

日頃より、本市高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。 新型コロナウイルス感染症については、全国的蔓延状況が継続しており、神奈川県内においても新 規感染者が連日多数確認されているところでございます。

これまで、高齢者福祉施設において利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院することとされておりましたが、新規感染者の増加に伴い、医療現場において病床が逼迫していることから、感染者の病状に応じて施設内での療養をお願いする場合が多くなっております。

本市としては、この困難な状況を各高齢者福祉施設の皆様とともに乗り切るために可能な限りの 支援を行ってまいりますが、当面の間、次のことに留意し、感染者の病状に応じた施設内での療養 について御理解、御協力をお願いいたします。

記

- 1 各高齢者福祉施設は、入院調整を円滑に行うため、利用者に発熱等の症状がみられる場合、 DNAR (延命処置・人工呼吸器装着希望の有無)を含む「利用者等基礎情報リスト」(市ホームページに掲載)を作成していることを必ず確認してください。
- 2 各高齢者福祉施設は、<u>原則として『日中(9時から17時)に』『区役所へ』入院調整依頼をして</u>ください。また、<mark>入院調整に当たっては、区役所の指示に従ってください。</mark>
- 3 夜間の入院調整は病床が日中より夜間の方が少なくなるため、厳しいことから、原則として、翌朝に依頼してください。ただし、重症・急変時においては、119番要請を行ってください。
- 4 入院後、医療処置(酸素、点滴など)が不要となった場合については、<u>療養期間終了を待たずに</u> 退院し、施設へ戻ることもあり得ます。その際には、各高齢者福祉施設において利用者の受け入れ について御協力をお願いします。

担当

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 事業者指導係

TEL 044-200-2910

2川健保政第623号 令和3年1月22日

各施設所管部長 様

保健医療政策室長

## 蔓延期における高齢者・障害者等施設内陽性者の入院対応について(依頼)

本市の医療提供体制の現状といたしましては、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い入院医療ニーズ とコロナ受入れ病床数に大きなかい離が生じています。既に、大規模自然災害に匹敵する事態であり「命を最優 先して病床配分を行う『災害医療』フェーズ」に突入しております。

現在も、本市におきましては市内協力病院の多大な御尽力のもと下記の表のとおり大幅な増床(1月末までに 180 床の予定)を進めておりますが、1月22日現在の市内即応病床は具体的には155床で、入院数も138人と なっており、患者占有率は約90%です。しかし、この病床には小児・周産期・透析コロナ用病床が含まれるほか、 男女同室に入室できないなどの状況があり、現実的にはほぼ満床となっております。

このことは広域医療モデル(神奈川モデル)における県域全体でも同様の傾向にあり、医療の逼迫度合はます ます高まっています。そのため、県域全体で、より重症者に病床を割り当てること、及び同じ症例であれば医療 の目が届かない順に、入院調整を行うとの基本方針に以って対応せざるを得ない状況となっております。

#### <医療の状況 1/22 現在>

疑似症者

#### 1 市内コロナ陽性受入れ病床(即応病床)

	11/14 (医療アラート前)	12/1	1/22
陽性入院者	73 床	126 床	155 床
(うち重症)	18床	30 床	30 床
<ul><li>※小児・周産期・</li><li>2 市内病院の入門</li></ul>	透析コロナ用病床含む 記状況	β	
	11/14	12/1	1/22
陽性入院者	53 人	65 人	138人
(うち重症)	5人	10 人	19人

34 人

つきましては、各施設におきましては、医療現場の状況を何卒ご理解いただき、<mark>医療の逼迫度が改善されるま</mark> で当面の間、別紙「蔓延期における高齢者・障害者等施設内陽性者の入院対応について」に即した対応・調整に ついてご協力をいただけますよう、貴所管施設への周知徹底方、よろしくお願いいたします。

25 人

40人

なお、本通知につきましては、川崎市医師会様にも情報提供させていただくこと、合わせて、別添(令和3年 1月13日付け医危第1976号)にて、神奈川県から県内病院あて、コロナ患者の受入れを行っていない病院 においても、「最終段階における医療提供も含めて、原則として自院での継続した入院管理」が要請されているこ とを申し添えます。

> (保健医療政策室 担当) 電話 044-200-3987

# 別紙

## 蔓延期における高齢者・障害者等施設内陽性者の入院対応について(協力要請)

- ・蔓延期である現状、市内だけでなく県内全体で陽性者入院病床に余力はありません。
- ・現状は「命を最優先して病床配分を行うフェーズ」であることから、当面、<u>緊急性がない施設内陽性</u> 者については自施設内で療養継続とせざるを得ない状況です。
- ・しかしながら、<u>緊急性がない軽症・無症状であっても、施設側から119要請される例が多発</u>しており、 これにより、陽性者病床コントロールのみならず、救急隊の長時間拘束、近隣救急医療機関への過負 荷など、コロナに限らずに<u>地域救急医療に深刻な影響を与えています</u>。
- ・蔓延期における医療現場の不要な混乱を逓減させ、<u>「救える命を救えない事態を避ける」よう、以下</u> の指針に即した対応・調整の周知徹底を厳に要請します。

### <入院調整の依頼における指針>

- 1. 区役所は、入居者の検査にあたり、できる限り <u>PCR (または抗原定量) による陽性判定</u>を行うこと
  - ⇒ 抗原定性のみでは信頼度が確保されないため、入院調整が困難
- 2. 施設は、<u>陽性判明時点で DNAR (延命処置・人工呼吸器装着希望の有無) を必ず確認</u>すること
  - ⇒ DNAR 不明の場合、適切な医療機関の選定や入院調整が困難
- 3. 下記状態の症例が発生したら、施設は『区役所へ』入院調整依頼すること
  - ⇒ 下記状態以外の症例の入院調整については、極めて困難
  - 呼吸状態の著しい悪化(酸素投与無しで SpO2 92%未満、等)
    - 一 意識状態の著しい低下
  - 一 24 時間以上、食事水分摂取全く不可
- 4. 施設は、入院調整依頼は必ず『日中(9時から17時)に』『区役所へ』行うこと
  - 一 夜間の入院調整は現実的には不可能のため、翌朝に入院依頼を
  - 一 <u>施設からの 119 要請は、重症・急変時に限る</u>。軽症・中等症の入院選定は、昼夜問わず、救急隊 でも現実的には不可能
- 5. 区役所は、施設から入院依頼があれば
  - 一 詳細聴取し、3. の状態であれば、必ず『日中に』『市本部へ』調整依頼すること
  - 一 蔓延期においては、区役所から陽性受入病院への直接依頼は不可
- 6. 入院後、医療処置(酸素、点滴など)が不要となった症例については、<u>療養期間終了を待たずに退</u> 院し、施設へ帰還することもあり得る(施設側に特段の理由があればこの限りでない)